介護第1111号

令和５年10月12日

介護老人保健施設

地域密着型介護老人福祉施設

（地域密着型）通所介護事業所

認知症対応型通所介護事業所

認知症対応型共同生活介護事業所　　　　　各管理者　様

小規模多機能型居宅介護事業所

看護小規模多機能型居宅介護事業所

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

夜間対応型訪問介護事業所

水戸市長　高　橋　　靖

令和６年度高齢者施設等の非常用自家発電設備整備，給水設備整備及び

水害対策強化事業等に係る意向調査について

日頃から本市の介護保険行政に御理解，御協力をいただき，厚く御礼申し上げます。

さて，本市では，厚生労働省の「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」を活用した市内に所在する高齢者施設等の防災・減災対策の推進を図るため，関連する補助の次年度予算への位置付けを検討しています。

つきましては，予算編成の参考とするため，**令和６年度における整備意向**につきまして，参考資料を御確認の上，下記のとおり御回答いただきますようお願いします。

なお，**今回の意向調査により，必ず補助対象となるものではないこと，また，今回の調査において回答がない場合は，基本的に令和６年度の補助金交付の対象とはならないことについて，御了知いただきますようお願いします。**

また，令和６年度に整備を行う意向がない場合は，回答の必要はありません。

記

１　調査対象事業

　　詳細については，参考資料を御確認ください。また，高齢者施設等を運営する事業者が整備を行う事業が対象であり，運営主体以外の土地所有者や建物所有者等が整備を行う事業は対象とはなりません。

　(1) 既存高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業

　(2) 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業

　(3) 高齢者施設等の非常用自家発電・給水設備整備事業・水害対策強化事業

　(4) 高齢者施設等の安全対策強化事業・換気設備設置事業

２　提出期限

　　令和５年10月25日（水）

３　提出方法

　　別紙調査票に記入の上，kaigo.jigyousya@city.mito.lg.jpまでメールで提出してください。

４　留意事項

・参考資料については，令和５年度事業として厚生労働省から示された交付要綱等に基づくものです。令和６年度においても同様の事業が同条件で実施されるとは限りませんので，あらかじめ御了承ください。

・事業内容により，自己負担が生じるものがありますので，参考資料，特に「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金補助対象整理表」の内容をよく御確認ください。

・調査結果に基づき令和６年度予算の検討を行いますが，本調査への回答をもって，予算措置，事業の実施，補助金の額及び補助金の交付を確約するものではありませんので，御承知おきください。

・今回の意向調査は，令和６年度予算の要求に向けた事前調査になりますので，補助事業の実施について国から協議依頼があった際は，別途，関係する施設・事業所に御案内差し上げます。

提出先

水戸市福祉部介護保険課管理係

担当：野口，大谷

〒310-8610　水戸市中央１－４－１

電話：029-297-1018

FAX ：029-232-9230

e-mal: kaigo.jigyousya@city.mito.lg.jp